

議案第74号 枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の一部を変更する規約について

議案書39P～40P

1. 規約変更の目的

平成27年7月から枚方寝屋川消防組合と消防指令業務共同運用を開始し、消防通信指令事務の委託に関する規約で定められている経費の負担割合について概ね5年毎に検証を行うものとしており、枚方寝屋川消防組合と本市との間で検討した結果、令和6年度以降の共同運用に係る経費の負担割合について今回見直すもの。

2. 規約変更の内容

共同運用に係る経費の負担割合の基準を基準財政需要額割（消防費）に変更するもの。

◇経費の負担

（枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約 第3条関係）

交野市の負担	現行	枚方寝屋川消防組合からの提案	検討結果
共同運用に係る経費の負担割合	均等割100分の6 世帯割100分の47 人口割100分の47	均等割100分の10 世帯割100分の45 人口割100分の45	交野市の基準財政需要額（消防費） <hr/> （枚方市+寝屋川市+交野市） 基準財政需要額（消防費）の合計
按分比率 （例：令和4年度）	12.9483%	14.5249%	13.3203%

※当初の検討会では、枚方寝屋川消防組合から均等割の見直しにより按分比率が上がる算定での提案がありましたが、他市において多く採用されている基準財政需要額の導入を主張した結果、上記の表のとおりとなりました。

3. 施行期日 令和6年4月1日

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の新旧対照表

新	旧						
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、消防通信指令の運営<u>(更新整備を含む。)</u>に関する事務</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>委託費のうち、交野市に係る共同経費の額は、当該年度の組合及び交野市に係る第1条各号に規定する事務に要する共同経費の合計額に、基準財政需要額割(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第11条の規定により算出される交野市の当該予算年度の前年度の消防費に係る基準財政需要額から、枚方市、寝屋川市及び交野市の当該基準財政需要額の合計額を除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第4条～ [略]</p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、消防通信指令の運営_____に関する事務</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>委託費のうち、共同経費の額は、当該年度の組合及び交野市に係る第1条各号に規定する事務に要する共同経費の額の合計額(以下「対象経費」という。)を次項に定めるところにより均等割、世帯割及び人口割に区分し、当該均等割の額の2分の1の額並びに交野市の世帯数及び人口に応じた世帯割及び人口割の額の合計額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の均等割、世帯割及び人口割の対象経費に対する割合は、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">均等割</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">100分の6.0</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">世帯割</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">100分の47.0</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">人口割</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">100分の47.0</td> </tr> </table> <p>5 <u>第3項の世帯割及び人口割の割合は、枚方市及び寝屋川市並びに交野市の前年度の9月末日現在における住民基本台帳の世帯数及び人口により按分して算出するものとする。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>第4条～ [略]</p>	均等割	100分の6.0	世帯割	100分の47.0	人口割	100分の47.0
均等割	100分の6.0						
世帯割	100分の47.0						
人口割	100分の47.0						

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年12月定例会

	議案第74号 枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の一部を変更する規約について	政策等の区分	計画・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業・条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
平成27年から消防通信指令業務を共同運用で開始し、消防行政の効率化・合理化を図るとともに、相互応援協定を強靱なものとし、市民の生命・身体・財産をあらゆる災害から守ることを目的とする。	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
平成27年7月から枚方寝屋川消防組合と消防指令業務共同運用を開始し、消防通信指令事務の委託に関する規約で定められている経費の負担割合について概ね5年毎に検証を行うものとしており、令和6年度以降の共同運用に係る経費の負担割合について今回見直すもの。	共同運用することで、高度情報社会に適応した最新のシステムを構築し、消防防災体制の充実強化を図るとともに、迅速かつ確な防災処理機能を有する総合的なシステムを導入が可能となるほか、事務の委託により、指令課員の削減を行い、本市における災害現場での出動隊員の増員が図れること。また、救急車重複時の相互応援、はしご車に関しては、出動要請の体制を図り、連携・協力を活かしながら、効率的かつ柔軟に運用することで「交野市民の安全と安心」の向上を図る。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
共同運用に係る経費の負担方法及び負担割合については、概ね5年毎に検証をすることとしており、また、消防指令システムの次回更新に向けて、令和5年3月から「枚方寝屋川消防組合及び交野市消防本部の連携・協力のあり方に関する検討会」を設置し、消防通信指令事務の委託に関する経費負担の見直し、救急車の相互出動や、はしご車の応援出動、ドクターカー事業参画に係る経費負担について検討した。 第5回の検討会をもって、経費の負担方法及び負担割合について結論が達した。	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	3 みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち		
		分野・方針	1 2 消防・救急		
			施 策	消防体制の充実強化 応援・受援体制の強化	
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
〈市民参加の状況〉					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉				
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	消防本部	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 新旧対照表等		